

見積参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 LPガス供給単価契約(松原ダム管理室・下笠ダム管理室) (オープンカウンター方式)
- 2 履行場所 大分県日田市大山町西大山8492-2 松原ダム管理室
熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3 下笠ダム管理室
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 仕様書に記載の履行内容を実施できること。
本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に存する業者。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は別紙のとおりとし、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3) 見積書提出期限 **令和8年3月31日 10時** まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
電子メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 担当者 経理課 見上 潤
 - 6) 質問書提出期限 令和8年3月24日 10時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年3月31日12時まで**とします。
 - 8) その他
 - ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
 - ② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約にあたっては、1ヶ月あたりの基本料金及び1㎡あたりの使用料の単価契約とします。見積書の提出にあたっては、仕様書条件下での1ヶ月あたりの基本料金及び1㎡あたりの使用料の単価を明記し、基本料金は12ヶ月分、使用料は松原ダム管理所分は3㎡、下笠ダム管理所分は22㎡分を積算し、総価でご提出下さい。
 - 2) 契約単価は、見積書に記載された1ヶ月あたりの基本料金及び1㎡あたりの使用料の単価に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 3) 決定にあたっては、提出いただいた見積書の総価が最も安価である者で決定とします。
 - 4) 代金の支払いについては、受注者により算定し、発注者は受注者が請求書を発行してから30日以内に支払うものとします。
 - 5) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 6) 本契約日は令和8年4月1日とする。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

見 積 書

件名：LPガス供給単価契約（松原ダム管理室・下釜ダム管理室）

(金額は税抜き額)

項 目	単 位	数 量 【A】	月 額 単 価 (円) 【B】	金 額 (円) 【A × B】
松原ダム管理室				
基本料金	月	12		
使用料	m ³	3		
下釜ダム管理室				
基本料金（事務所）	月	12		
基本料金（管理室）	月	12		
使用料	m ³	22		
計				

注) 契約は月額単価で行うものとする。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

LPガス供給単価契約（松原ダム管理室・下釜ダム管理室）

仕 様 書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「LPガス供給単価契約（松原ダム管理室・下釜ダム管理室）」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、松原ダム管理室及び下釜ダム管理室へLPガスを供給するものとする。

第3節 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4節 供給場所

大分県日田市大山町西大山8492-2 松原ダム管理室

熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3 下釜ダム管理室（事務所及び管理室）

第5節 予定数量

予定数量は別表のとおりとする。ただし、数量を確約するものではなく、増減することがある。

第6節 支払条件

請求書は月末締めとし、数量をとりまとめ請求書を提出すること。なお、請求書の送付先は以下のとおり。発注者は、請求書を受領してから30日以内に、銀行振込にて支払うものとする。

第7節 契約単価

受注者は、契約単価にて供給するものとするが、単価の変動が著しい場合は、別途発注者及び受注者にて協議するものとする。その場合、月の途中での単価変更には応じない。なお、契約単価は、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

第8節 その他

（1）受注者は、本契約の履行にあたり、業務上知り得た情報を外部に漏洩したり、他の目的に使用しないこと。

（2）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者は必要に応じて協議するものとする。

以 上

別表

品目		予定数量（年間） （ ）内は単位	備考
プロパンガス	基本料金	12（月）	松原ダム
		12（月）	下釜ダム（事務所）
		12（月）	下釜ダム（管理室）
	使用料	3（m ³ ）	松原ダム
		22（m ³ ）	下釜ダム

※ガスメータ、調整器、容器、警報器の貸し出し費用等は基本料金に含むこと。